

第1回岐阜市農業委員会総会議事録

開催日時

令和2年1月14日(火) 午後3時00分

開催場所

岐阜市役所 低層部3階 大会議室

出席委員

福田 正義 ・ 河田 均 ・ 永田 昭三 ・ 林 安廣
梶下 信孝 ・ 西垣 隆 ・ 山口 基治 ・ 森瀬 宏
野々村 貢 ・ 清水 健吉 ・ 林 明 ・ 江崎 和浩
中川美那子 ・ 古田 薫 ・ 松野 芳正

欠席委員

櫻井 宏 ・ 江崎 美咲 ・ 國井 忠男

議長

栗本 恒雄

農地利用
最適化推
進委員

井川 武雄 ・ 伊藤 一仁 ・ 塩谷 芳美 ・ 大野 千秋
小河 先 ・ 奥村 富則 ・ 加納 康男 ・ 神谷 保行
岸野 治郎 ・ 栗原 修司 ・ 後藤 宗夫 ・ 杉本 宜永
鷺見 郁雄 ・ 高橋 直美 ・ 田中 鉄男 ・ 辻 政廣
戸崎 和美 ・ 丹羽喜美夫 ・ 林 俊朗 ・ 福井 正弘
堀 美勝 ・ 本田 忠男 ・ 眞鍋 勇 ・ 村瀬 新一
村瀬 忠彦 ・ 山田 貞夫

事務局

事務局長	内藤 浩二	副主幹	伊佐治伸一
副主幹	高島 明見	主査	則竹 邦彦
副主査	吉村 雅子	主任主事	木下 勇気
主任主事	片岡 美晴	主任主事	佐藤 優希
主事	多田 智哉	主事	福藺いづみ

議 案

- 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の審議について
- 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請の審議について
- 議案第3号 租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等に係る相続税の納税猶予の適用に関する適格者証明願の審議について
- 議案第4号 特定農地貸付けの承認について
- 議案第5号 岐阜市農業委員会辞令式規程の一部を改正する規程の制定について
- 議案第6号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について
-
- 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出の受理の報告について
- 報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の受理の報告について
- 報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理の報告について

議 長

皆さん、新年あけましておめでとうございます。

去年は皆様方にはいろいろと御協力を賜りまして誠にありがとうございました。今年もお互いに知恵を出し合い、力を合わせ、協力をしあって、本市農業が少しでも発展するように、皆様方より一層御尽力を賜りますことをお願い申し上げ、年頭の御挨拶とさせていただきます。

では、令和2年第1回岐阜市農業委員会総会を開会いたします。

ただいまの出席委員は、19名中16名で過半数に達しておりますので、本会議は成立することを報告いたします。

議事に入るに先立ちまして、慣例により、本日の議事録署名者を指名でお願いしたいと思いますが、よろしいですか。

【「異議なし」との声が多数あり。】

議 長

それでは、議席番号3番河田均委員、議席番号4番永田昭三委員の両委員、よろしくお願ひします。

議長

なお、農地利用最適化推進委員の皆様も意見や質問がありましたら御発言いただきたいと思います。

議長

それでは、議案の審議に入ります。

議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請の審議について、今回の申請は、所有権の移転5件、使用貸借による権利の設定4件、以上を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

則竹主査

議案説明の前にお知らせがあります。

令和元年第12回岐阜市農業員会総会までは、審議・報告議案について、原則として農地法の条項順にすべて議案として議事を進めてまいりましたが、今回の総会から議案と報告を分けて議事を進めてまいりますので、御承知おきください。

今回は、議案の1号から6号、そして、報告の1、2、3に分けて議事を進めてまいりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、議案第1号について説明いたします。

農地を耕作目的で所有権を移転する場合や、使用収益を目的とする権利を設定し、若しくは移転する場合の許可申請であります。

今回提案しております申請はいずれも、農地法に規定する不許可基準に抵触しないものであると判断しております。

2ページをお願いいたします。

申請明細1番、島地区からの申請は、使用貸借の設定で、農業経営の廃止を図る使用貸人が、農業経営の拡大を図る使用借人へ畑を貸し出すものです。

申請明細2番、木田地区からの申請は、使用貸借の設定で、農業経営の縮小を図る使用貸人が、農業経営の拡大を図る使用借人へ田を貸し出すものです。

申請明細3番、木田地区からの申請は、使用貸借の設定で、農業経営の縮小を図る使用貸人が、農業経営の拡大を図る使用借人へ畑を貸し出すものです。

申請明細4番、黒野地区からの申請は、所有権の移転で、農業経営の縮小を図る譲渡人が、農業経営を拡大する譲受人へ田を譲り渡すものです。

3ページをお願いいたします。

申請明細5番、七郷地区からの申請は、所有権の移転で、農業

経営の縮小を図る譲渡人が、農業経営の拡大を図る譲受人へ田を譲り渡すものです。

申請明細6番、合渡地区からの申請は、所有権の移転で、農業経営の縮小を図る譲渡人が、農業経営を拡大する譲受人へ田を譲り渡すものです。

申請明細7番、三輪地区からの申請は、所有権の移転で、農業経営の縮小を図る譲渡人が、農業経営の拡大を図る譲受人へ畑を譲り渡すものです。

申請明細8番、網代地区からの申請は、使用貸借の設定で、家族内で畑を貸し出すものです。

4ページをお願いいたします。

申請明細9番、柳津地区からの申請は、所有権の移転で、農業経営の廃止を図る譲渡人が、農業経営の拡大を図る譲受人へ畑を譲り渡すものです。以上でございます。

議長

ただいま、議案第1号について事務局から申請内容の説明がありました。

各申請者の営農状況等について、担当地区の農業委員会委員の皆様から説明をいただきます。

それでは、2ページ1番の島地区からの申請については、古田薫委員、説明をお願いします。

古田委員

今回の申請は、地元の担い手が農業経営の拡大を図るため、農業経営の拡大経営を廃止したい所有者から農地を借り受けるものです。

12月19日に農地利用最適化推進委員、事務局職員と共に現地立会いを行いました。

借人は、申請地にてホウレンソウやエダマメなどの地域の野菜を栽培する予定です。

地域の取り決めなども承知しており、耕作状況も問題ありませんので、地元としては許可は問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。

続きまして、2ページ2番、3番の木田地区からの申請については、西垣隆委員、説明をお願いします。

西垣委員

申請明細2番については、高齢により耕作が困難になった使用貸人から農業経営を拡大する使用借人へ、農地を貸借するものです。引き続き水稻を栽培する予定です。

使用借人は、地域の取り決めなども理解しており、地元としても許可は問題ないと考えております。

申請番号3番ですが、農業経営を縮小する使用貸人から、使用借人に農地を貸借するものです。

以前から使用借人が耕作しており、引き続き野菜を栽培する予定です。使用借人は、地域の取り決めなども理解しており、地元としても許可は問題ないと考えております。

よろしく申し上げます。

議長

続きまして、2ページ4番の黒野地区からの申請については、野々村貢委員、説明をお願いします。

野々村委員

今回の申請は、農業経営を縮小したい譲渡人から、農業経営の拡大を目指している譲受人へ、農地を譲り渡すものです。

12月23日に農地利用最適化推進委員、事務局職員と共に現地立会いを行いました。

譲受人は黒野地区で水稻を栽培しており、今回の申請地でも、引き続き水稻を栽培する予定です。

地域の取り決めも十分承知されており、耕作状況も問題ありませんので、地元としても許可は問題ないと考えております。

以上です。

議長

ありがとうございました。

続きまして、3ページ5番の七郷地区からの申請については、西垣隆委員、説明をお願いします。

西垣委員

今回の申請は、高齢のため農業経営を縮小したい譲渡人から、農業経営の拡大を図る譲受人へ、農地を譲り渡すものです。

12月23日に農地最適化推進委員と事務局職員と共に現地立会いを行いました。

譲受人は七郷地区等で主に水稻を栽培しており、機械も十分に保有しております。

また、申請地の隣の田を所有しており、取得後は一体的に水稻

を栽培する予定です。

地域の取り決めなども理解しており、地元としても許可は問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。

続きまして、3ページ6番の合渡地区からの申請については、事務局より説明いたします。

則竹主査

今回の申請は、農業経営を縮小したい譲渡人から、農業経営の拡大を図る譲受人へ、農地を譲り渡すものです。

12月24日に農業委員会委員、農地利用最適化推進委員と共に現地立会いを行いました。

地元の担い手である譲受人は、申請地にて水稻を栽培する予定です。

地域の取り決めなども承知しており、耕作状況も問題ありませんので、地元としても許可は問題ないとのことです。

議長

ありがとうございました。

続きまして、3ページ7番の三輪地区からの申請については、山口基治委員、ご説明をお願いします。

山口委員

今回の申請は、農業経営を縮小したい譲渡人から、農業経営の拡大を図る譲受人へ、農地を譲り渡すものです。

12月24日に最適化推進委員及び事務局職員で現地立会いを行いました。

申請地では果樹を栽培するとのことです。地域の取り決めも理解しており、許可は問題ないものと考えております。

どうぞよろしくをお願いします。

議長

ありがとうございました。

続きまして、3ページ8番の網代地区からの申請については、松野芳正委員、説明をお願いいたします。

松野委員

今回の申請は、網代地区に居住しており、家族で畜産業を営んでおる使用貸人から使用借人への家族間での使用貸借でございます。

12月24日に農地利用最適化推進委員、事務局職員と共に現地立会いを行いました。

貸借を行う農地では肥育している牛に与えるえさの牧草を栽培するとのことです。

申請人は他の農地も適正に管理しており、許可は問題ないと判断しております。どうかよろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

続きまして、4ページ9番の柳津地区からの申請については、梶下信孝委員、説明をお願いします。

梶下委員

今回の申請は、農業経営を廃止したい譲渡人から、農業経営の拡大を図る譲受人へ、農地を譲り渡すものです。

12月19日に農地利用最適化推進委員及び事務局職員と現地立会いを行いました。

今回の申請地では、一般野菜を栽培する予定です。また、地域の取り決めなども承知しており、耕作状況も問題ありませんので、地元としても許可は問題ないと考えております。

よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

議案第1号について、何か御意見等ございましたら御発言願いたいと思います。

議長

御発言も無いようですので、原案のとおり決定することについて、御異議ございませんか。

【「異議なし」との声が多数あり。】

議長

はい。御異議ございませんので、原案のとおり決定いたします。

議長

引き続きまして、議案第2号農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請の審議について、所有権の移転2件、賃貸借の設定2件、使用貸借による権利の設定1件、以上を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

それでは、議案第2号について説明いたします。

市街化調整区域内にある農地を農地以外のものにするため、所有権の移転又は貸借による権利の設定を行う場合の許可申請であります。今回の申請概要は、6ページの第5条許可申請の総括表にございますのでご覧ください。

7ページをお願いします。

申請明細1番、北長森地区の申請は、賃貸借により、資材置場に一時転用するものです。申請地は、市が定める農業振興地域整備計画において農用地として利用すべき土地として定められた区域内の農地です。

農用地は、原則不許可ですが、一時転用であること、申請に係る農地等に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的達成することができないため許可し得るものです。

この申請は、1,000平方メートルを超える大規模転用になりますので、36ページに位置図を付けてございます。

右上の周辺地図をご覧ください。転用される場所は、前一色西町地区の、長森中学校から南西へ約700メートルに位置している農地です。

7ページにお戻りください。

申請明細2番、黒野地区の申請は、所有権移転により、駐車場に転用するものです。申請地は、宅地化の状況から見て、道路、鉄道若しくは軌道の線路その他の恒久的な施設又は河川、水路等によって区画された地域の面積に占める宅地の面積の割合が40パーセントを超える街区の中に位置しているため、第3種農地と判断いたします。よって許可しうるものです。

申請明細3番、黒野地区の申請は、所有権移転により、太陽光発電施設に転用するものです。申請地は、水管、下水管又は、ガスパイプのうち2種類以上が埋設されている道路の沿線の区域にあつて、容易にこれらの施設の便益を享受することができ、かつ申請にかかる農地からおおむね500メートル以内に2つ以上の教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益的施設が存在するため、第3種農地と判断します。よって許可しうるものです。

この申請は、1,000平方メートルを超える大規模転用になりますので、37ページに位置図が付けてございます。

右上の周辺地図をご覧ください。転用される場所は、御望3丁

目地内、岐北中学校から西へ約200メートルのところに位置している農地でございます。

7ページにお戻りください。

申請明細4番、芥見地区の申請は、賃貸借により、資材置場に一時転用するものです。申請地は、水管、下水管又は、ガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿線の区域であって、容易にこれらの施設の便益を享受することができ、かつ申請にかかる農地からおおむね500メートル以内に2以上の教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益的施設が存在するため、第3種農地と判断します。よって許可しうるものです。

8ページをお願いします。

申請明細5番、合渡地区の申請は、使用貸借の設定による個人住宅への転用です。申請地は、水管、下水管又は、ガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿線の区域であって、容易にこれらの施設の便益を享受することができ、かつ申請にかかる農地からおおむね500メートル以内に2以上の教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益的施設が存在するため、第3種農地と判断します。よって許可しうるものです。以上でございます。

議 長

ただいま、議案第2号について事務局から説明を受けましたが、7ページ1番の北長森地区、3番の黒野地区からの申請につきましては、現地調査を行いました。

それでは、1番の北長森地区の申請について、林明委員、説明をお願いします。

林 委 員

今回の農地の転用にあたりまして、12月23日に農地利用最適化推進委員、事務局職員、申請者と共に現地立会いを行いました。

申請地は、一時的に資材置場に転用することです。

立会いの際に、施工時及び完成後においても近隣農地及び周辺道路への影響がないようお願いしておりますので、問題ないものと考えております。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、7ページ3番の黒野地区の申請については、野々村貢委員、説明をお願いいたします。

野々村委員

農地の転用にあたり、12月23日に農地利用最適化推進委員、事務局の職員、申請者と共に現地で立会いを行いました。

申請地は、1,000平方メートル超えで大規模になると思います。太陽光発電施設に転用することです。

立会いの際に、近隣農地や周辺道路及び水路、住民、それぞれに対して影響がないよう十分な配慮を確認いたしましたので、許可は問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。

議案第2号につきまして、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議長

御発言も無いようでございますので、原案のとおり決定することについて、御異議ございませんか。

【「異議なし」との声が多数あり。】

議長

はい。御異議ございませんので、原案のとおり決定いたします。

議長

引き続きまして、議案第3号租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等に係る相続税の納税猶予の適用に関する適格者証明願の審議について、今回の出願は、1件、以上を議題といたします。事務局の説明を求めます。

則竹主査

それでは、議案第3号について説明いたします。

10ページをお願い致します。

今回は、1件提出されており、特例適用農地面積は、336平方メートルとなっております。

証明願の内容審査は、事務局において遺産分割協議書等により、相続人の確認を行い、特例適用農地について適正な耕作が行われていることなど、納税猶予を受けるための要件を備えているか十分調査し、提案しております。以上でございます。

議長

ただいま、議案第3号について説明を受けましたが、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議 長

御発言も無いようですので、原案のとおり決定することについて、御異議ございませんか。

【「異議なし」との声が多数あり。】

議 長

御異議ございませんので、原案のとおり決定いたします。

議 長

引き続きまして、議案第4号特定農地貸付けの承認について、今回の申請は、1件、以上を議題といたします。事務局の説明を求めます。

則竹主査

それでは、議案第4号について説明いたします。

特定農地貸付けとは、市民農園を開設するため、農地を複数の区画に分け、農業を職業としない利用者に貸し付け、利用者は余暇利用の一つとして、割り当てられた区画で農作業を行うもので、農地利用促進を図る一つの方法です。

農地を耕作目的で権利設定を行う場合は、農地法第3条の許可が必要となりますが、5つの条件すべてを満たしている場合は、農業委員会の承認により農地の貸借が可能となります。

5つの条件とは、

- 1 1区画が10アール未満の貸し付けであること
- 2 相当数の者を対象として定型的な条件で行われるものであること
- 3 営利を目的としない農作物の栽培の用に供するための農地の貸付けであること
- 4 5年を超えない貸付期間であること
- 5 その者が所有する農地の貸付けに当たって、特定貸付農地の適切な管理及び運営を担保するなど、貸付協定を当該農地の所在地を管轄する市町村と締結していること

であります。

12ページの申請明細をご覧ください。

申請明細1番、三里地区からの申請地は、市街化区域内の畑で、面積が400平方メートル、貸付区画が10区画、貸付期間が最長で5年です。

貸付協定は、令和元年12月3日に締結されております。特定農地貸付けの5つの条件をすべて満たし、適正であると認められますので承認し得るものです。以上でございます。

議長

ただいま、議案第4号について説明を受けましたが、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議長

御発言も無いようですので、原案のとおり決定することについて、御異議ございませんか。

【「異議なし」との声が多数あり。】

議長

はい。御異議ございませんので、原案のとおり決定いたします。

議長

引き続きまして議案第5号岐阜市農業委員会辞令式規程の一部を改正する規程の制定について、事務局の説明を求めます。

高島副主幹

それでは、議案第5号について、説明いたします。14ページをご覧ください。

岐阜市農業委員会辞令式規程は、岐阜市辞令式規程を準用しているため、岐阜市辞令式規程の一部改正に伴い生じた、読み替える規程の項ずれを改めるものです。

なお、改正前の表中26の項は、「辞職を承認する場合」、30の項は、「再任用する場合」、37の項は、「身分上の職名を変更する場合」の、辞令書の発令内容の文例について定めたものです。

また、岐阜市辞令式規程の施行日にあわせ、附則として遡及適用条項を設けてございます。以上でございます。

議長

ただいま、議案第5号について事務局から説明を受けましたが、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議長

御発言も無いようですので、原案のとおり決定することについて、御異議ございませんか。

【「異議なし」との声が多数あり。】

議長

御異議ございませんので、原案のとおり決定いたします。

議長

引き続きまして、議案第6号農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について提案説明をします。

全国の農業委員会の農地法違反等に関する不祥事が過去1年間で4件発生し、農業委員会および農地制度に対する信頼を大きく傷つけたことを受け、令和元年11月28日に開催された、全国農業委員会会長代表者集会において農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせ決議がなされました。

そこで、岐阜市農業委員会においても改めて綱紀粛正の徹底を図るため、申し合わせ決議をしたく提案します。

決議内容について、事務局に説明させます。

高島副主幹

それでは、議案第6号の決議内容について、説明いたします。

この申し合わせ決議は、先の全国農業委員会会長代表者集会での申し合わせ決議の趣旨に則り、全国の農業委員会においても、農業委員会組織として綱紀粛正の徹底を図るため、「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」の実施を指示する通知がなされたことが背景にあるものです。議案の18ページをご覧ください。

農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議

私たち農業委員会委員、農地利用最適化推進委員は、農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に職務を遂行し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。

特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。

私たち農業委員会委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。

記

1. 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に職務を遂行すること。特に、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公

表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。

2. 農業委員会委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。

以上でございます。

議長

ただいま、議案第6号について事務局から説明を受けましたが、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議長

御発言も無いようですので、原案のとおり決定することについて、御異議ございませんか。

【「異議なし」との声が多数あり。】

議長

御異議ございませんので、原案のとおり決定いたします。

議長

引き続きまして、報告第1号農地法第3条の3の規定による届出25件について、事務局の説明を求めます。

則竹主査

それでは、報告第1号について説明いたします。

第3条の3の規定による許可が不要の相続等による農地の権利取得の届出です。今回の各地区別の届出は、20ページにございますのでご覧ください。

届出の合計は、件数が25件、面積は50,283.90平方メートルです。以上でございます。

議長

引き続きまして、報告第2号農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出9件について、事務局の説明を求めます。

則竹主査

それでは、報告第2号について説明いたします。22ページをご覧ください。

市街化区域内の農地を耕作者自らが転用する第4条届出の総括表となります。

届出の合計は、件数が9件、面積は3,573平方メートルで

す。

明細は23ページから25ページに記載してございます。
以上でございます。

議長

引き続きまして、報告第3号農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出32件について、事務局の説明を求めます。

則竹主査

それでは、報告第3号について説明いたします。

市街化区域内の農地を転用目的のため権利の移動、若しくは設定を行う第5条届出の総括表となっております。届出の合計は、件数が32件、面積は15,958.40平方メートルです。明細につきましては、28ページから35ページとなっております。

以上、報告第1号から3号について、農地の権利取得及び市街化区域内農地の転用につきまして、届出内容が適法であると認められたものにつきまして、令和元年12月に農業委員会事務局規程に基づき、農業委員会事務局長が受理を行いましたものを報告いたします。以上でございます。

議長

報告第1号から3号について、受理通知した旨を報告しますのでご承知おきください。

議長

以上をもちまして、本日の会議を終了いたします。

議長は、本日の会議終了につき午後3時40分閉会を宣す。